

○原則口座振込とする

メリット

- ・口座間のやりとりにより記録が残る
- ・極力現金を扱うことを避けることができる(使途不明金発生事案への対応)
- ・業務の簡素化(現金の封筒詰め作業カット)
- ・旅費後日支払となった場合の対応(現行:支部執等で専従が手渡し(分会長経由等))
- ・ろうきん口座の利用で手数料がかからない

→定期大会方針

「労金の各種事業を積極的に紹介し、メインバンク化をすすめるとともに、組合員対象の各種融資制度などの利用促進を組織強化につなげます」

の観点からもろうきん口座でのやりとりをすすめていく

デメリット

- ・口座登録事務作業(分会長・書記長は年度初、それ以外の方についてはその都度確認)
- ・ろうきん口座を利用していない場合の対応  
新規口座開設(ろうきん職員の訪問等対応できるよう相談中)  
ろうきん口座以外の手数料(本人負担で検討中)

○振込口座登録の依頼について(案)

- ①年度初の支部執行委員会等で分会長・分会書記長の口座登録を依頼
  - ②専門部幹事・委員会委員等については、11月支分代以降で依頼
  - ③可能であれば22年度分会・支部役員については定期県委員会以降に依頼
  - ④その他組合員については、会議等参加時に随時登録依頼
- ※指示文書にその旨を記載 その場で口座が分からない場合は後日提出を依頼

○その他

口座登録確認作業

- ①各種会議の受付時に、登録済みかどうか(変更がないかも含め)確認する  
(それをもって受付とするなど)
- ②zoom参加者は、メールやりとり時に登録済みかどうか(変更がないかも含め)確認する  
(メール確認の返信の際に一緒に答えてもらう。変更あり・未登録については用紙を送る)

○今後のスケジュール

- ・本部執行委員は11月執行委員会より実施
- ・11月支分代で提起 → ろうきん口座利用状況調査を行う
- ・専門部幹事については、11月支分代以降試行依頼  
12月支部執行委員会 1月支分代で追加説明 1月県委員会で議案提案
- ・2月、3月支部執行委員会等で現分会長・書記長へ先行依頼
- ・4月支部執行委員会で新分会長・書記長へ依頼
- ・分会長、書記長以外の参加者については、随時依頼